（失業の認定）

第七十五条　法第四十五条の規定に該当する者が受ける法第四十七条第一項の失業していることについての認定（以下この節において「失業の認定」という。）は、公共職業安定所において、日々その日について行うものとする。この場合において、公共職業安定所長は、当該認定を受けようとする者の求職活動の内容を確認するものとする。

2～7　（略）

附　則

第一条の二　（略）

（被保険者となつたことの届出等に関する暫定措置）

第一条の三　平成二十八年一月一日以後に次の各号に掲げる届出又は支給申請手続を行つた事業主又は被保険者は、当該届出又は支給申請手続に係る被保険者の個人番号について、当分の間、当該各号に規定する規定にかかわらず、個人番号登録届（様式第十号の二）をその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出することができる。

一　第六条第一項の規定による被保険者となつたことの届出

二　第七条第一項の規定による被保険者でなくなつたことの届出

三　第百一条の五第一項の規定による高年齢雇用継続基本給付金の支給申請手続

四　第百一条の七第一項の規定による高年齢再就職給付金の支給申請手続

五　第百一条の十三第一項の規定による育児休業給付金の支給申請手続

六　第百一条の十九第一項の規定による介護休業給付金の支給申請手続

2　事業主は、平成二十七年十二月三十一日以前に行つた第六条第一項の規定による被保険者となつたことの届出に係る被保険者であつて、当該事業主に引き続き雇用されているものに関する次の各号に掲げる届出を行うとき（公共職業安定所長が当該被保険者の個人番号を把握している場合として職業安定局長が定める場合を除く。）は、当分の間、個人番号登録届をその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に併せて提出しなければならない。

一　第十二条の二の規定による雇用継続交流採用職員に関する届出

二　第十三条第一項の規定による被保険者の転勤の届出

3　被保険者は、平成二十七年十二月三十一日以前に次の各号に掲げる支給申請手続を行つた場合であつて、それぞれ当該各号に定める支給申請手続を行うとき（公共職業安定所長が当該被保険者の個人番号を把握している場合として職業安定局長が定める場合を除く。）は、当分の間、個人番号登録届を事業主を経由してその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に併せて提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由のため事業主を経由して当該個人番号登録届の提出を行うことが困難であるときは、事業主を経由しないで提出を行うことができる。

一　第百一条の五第一項の規定による高年齢雇用継続基本給付金の支給申請手続　同条第六項の規定による高年齢雇用継続基本給付金の支給申請手続

二　第百一条の七第一項の規定による高年齢再就職給付金の支給申請手続　同条第二項において準用する第百一条の五第六項の規定による高年齢再就職給付金の支給申請手続

三　第百一条の十三第一項の規定による育児休業給付金の支給申請手続　同条第五項の規定による育児休業給付金の支給申請手続

（失業の認定）

第七十五条　法第四十五条の規定に該当する者が受ける法第四十七条第一項の失業していることについての認定（以下この節において「失業の認定」という。）は、公共職業安定所において、日々その日について行うものとする。この場合において、管轄公共職業安定所の長は、当該認定を受けようとする者の求職活動の内容を確認するものとする。

2～7　（略）

附　則

第一条の二　（略）

（新設）